

## 関市留守家庭児童教室入室許可申請書

令和 8年 5月 20日

関市長様

児童が通学する  
小学校を記入申請日を  
記入

次のとおり関市 安桜 小学校区 留守家庭児童教室に入室したいので申請します。  
 なお、この申請の内容について課税台帳等により確認されることを承諾します。

保護者	住所	〒 501 - 3894 関市若草通3丁目1番地				
	(ふりがな) 氏名	( わかくさ たろう 若草 太郎 )				
	電話番号	<自宅TEL> 0575-22-3131		<携帯TEL> 0575-22-2222		
	緊急時の連絡先 ・氏名 ・児童との関係 ・電話番号	①氏名 若草 花子 ・関係(母)・TEL 090-1234-5678 ②氏名 若草 太郎 ・関係(父)・TEL 090-5678-1234				
入室児童	(ふりがな) 氏名	( わかくさ あゆ 若草 鮎 )		生年月日等		心身の状態
				平成 30 年 5 月 6 日 (学年) 1 年生		良好 ※配慮が必要な場合は裏面に詳しく記入をお願いします。
入室児童の同居家族 (単身赴任者も含む) ※本人以外を記入	氏名	児童との続柄	年齢 (利用開始時)	勤務先名称及び 所在市町村名	勤務先 電話番号	就労時間
	若草 太郎	父	35	(有)〇〇工務店 各務原市	0583- 123-456	8:30~17:15
	若草 花子	母	35	(株)〇〇〇社 関市	0575- 123-456	8:30~16:30
	若草 杉	兄	9	安桜小 4年		: ~ :
	若草 菊	妹	4	〇〇保育園		: ~ :
★兄弟姉妹の 申込み状況	氏名 若草 杉	学年 4 年	氏名	学年 年		

●ご利用される曜日・利用希望時間に○印を記入して下さい。

	月	火	水	木	金	計
利用日	○		○	○	○	週 4 日
利用希望時間	7:30 8:00 ~ 17:00 ・ 18:00 ・ 18:30 ・ 19:00					

※7時30分からの利用は、追加料金がかかります。

※月に15日以上(週に3日~4日以上)の利用が必要です。

裏面もご記入ください

●5, 6年生の入室について

5, 6年生の入室は、定員を超えない教室に限り受入れが可能となります。ただし、定員を超えた場合でも、校区外の教室を利用することができます。希望に○をつけてください。

1. 校区外の教室利用を希望しますか？	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ(定員を超えた場合は利用しない)
2. 校区外の教室はどちらを希望しますか？	<input checked="" type="radio"/> 富野小留守家庭児童教室 <input type="radio"/> 南ヶ丘小留守家庭児童教室
3. 兄弟姉妹で利用する場合、一緒に校区外の教室を利用しますか？	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ(5, 6年生の児童のみ校区外教室を利用する)

●児童の健康状態等

(下記に該当する場合や、特別に配慮、支援が必要な場合はこちらも記入してください。)

食物アレルギーの有無	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	食物名等 <input checked="" type="radio"/> ピーナッツ 食べてはいけないおやつ <input checked="" type="radio"/> ピーナッツ入りのもの 医師の内服薬の処方 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 エピペンの所有 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
障がい・疾病の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	診断名 受信医療機関 服薬中の薬の有無 <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
手帳等の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	※有の場合は手帳等の写しを添付してください。 【身体】 <input type="radio"/> 級 【療育】 A・B 【精神】 <input type="radio"/> 級
特別支援学級の在籍	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	学級名( )
留守家庭児童教室で特に注意してほしいこと(特別な配慮、支援が必要な場合)		

※特別な支援が必要と思われる児童の入室については、集団活動ができることが前提であり、入室する児童教室の受入態勢を整える必要があるため、保護者と相談して入室を決定します。

※適切な指導を行うため、児童について生活状況等を小学校等各関係機関に照会することがあります。

留守家庭児童教室入室に関する確認書

- 決められた利用時間を必ず守ること。
- 保護者は、仕事が終わ次第、すぐに児童教室に迎えに来ること。
- 保護者の仕事が休みの日は、児童教室の利用はできないこと。
- 使用料を必ず納付期限までに納めること。
- 児童を保育できる同居の祖父母等がないこと。(利用開始時点で65歳以上の祖父母は除く)
- 集団活動をし、管理・運営上の妨げになる行動をしないこと。
- 児童教室の利用が不要となった場合は、すみやかに「退室届」を提出すること。

上記を守り、留守家庭児童教室を正しく利用します。守れない場合、市からの退室決定通知を受けたときは、それに従います。

関市長 様  
令和 8年 5月 20日

保護者氏名 若草 太郎